

ゴルフ練習場で、テイクバック中のクラブが、隣接する打席の練習者にあたった事故

「ゴルフ練習場での負傷事件」

(静岡地裁、平成7年3月10日判決 損害賠償請求事件、判例時報1554号130頁)

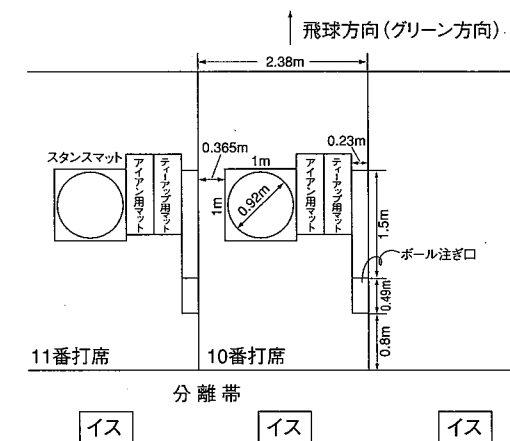
弁護士 望月 浩一郎

Y1ゴルフ練習場で、Y2が3番ウッドを持ってテイクバックしたところ、クラブヘッドが隣接する打席のXの左目にあたり負傷した。Xは、Y1に対してゴルフ練習場の設置管理に瑕疵があることなどを主張し、Y2に対して後方打席の動静に注意を払わないままテイクバックした過失を主張して損害賠償請求した。判決は、Xのいずれの主張も認めず、請求を棄却した(控訴後、控訴棄却で確定)。

1. 事故はどのようにして起こったか

Y1が管理運営するゴルフ練習場は、2階建てのいわゆる打ちっぱなしのゴルフ練習場である。Y2は1階打席10番打席で、Xは同11番打席で練習をしていた。各打席部分は、同じ構造である(図参照)。スタンスマットには円でスイングの際の左右の足を置く範囲が示されている。

自動打球セット機(以下「セット機」という)は、全体の長さが1.5mあり、通路側の位置に練習用のボールを注ぎ込む給球装置部分がおおよそ膝頭の下程度の高さで設けられ、そこから流し込まれたボールは、セット機内部を伝ってグリーン方向の先端付近まで転がり、その先に設置されたティーアームによって、ティーマット上に自動的に供給される仕組みとなっている。セット機には、隣接する打席にボールが転がらないよう半円状の遮蔽板が設け



られている。そして、右遮蔽板面上に長方形の白色の下地に赤字で「注意」と大きく記載され、黒色で「ボールを入れる時、前の打席の人のスイングに気を付けて下さい」という警告文が掲示されている。

練習者は、籠に入ったボールをセット機に流し込む方法でボールをセッティングする。セット機に対して正面から注ぎ込んだ場合では、若干中腰となり、顔は給球装置部分のほぼ真上に位置して下を向き、頭部は前記遮蔽板を越えて隣接する打席内に入り込まない。

Y2は、複数のクラブを使用して練習し、1cmないし1.5cm程度グリップを余してクラブを握った。Y2は、スイング軌道がいわゆるアウトサイドインで右肩が突っ込むため、練習に際してはそれを直すこととボールを真っすぐ飛ばすことを心掛けていた。

Y2は、被告打席のスタンス位置に近いアイアン用マットの上にボールを置き、3番ウッドのクラブを用い、アイアン用マット上のボールを打つためテイクバックに入り、まさにクラブを振り下ろそうとしたとき、ボールが転がる音と人が倒れる音を聞いて異変に気づき、スイングに入らずそのままクラブを下ろした。

Xは、本件事故の直前、X打席のセット機ボール注ぎ口に籠から練習用のボールを入れようとして中腰になったところ、Y2のクラブヘッドがXの左眼にあたり、左眼打撲等の傷害を被った。

2. 当事者の主張に対し裁判所はどのように判断したか

1) Y1 (ゴルフ練習場) の責任

Xは、Y1の責任について、セット機にボールを入れている者に、隣接する打席の練習者のクラブが当たる危険性があるとして、本練習場管理運営者であるY1は、



① 打席間の間隔が十分でなく、防御網等の保安設備を設置していない設置・保存の瑕疵(民法715条)、

② 監視員を置くなどの安全に配慮する義務違反(民法415条)、があると主張した。

これに対し、本判決は、

① 「本件練習場の打席において、本来予定されているスタンスマット上の円内に足を定めてティアップ用ないしアイアン用マット上のボールを打つ限り、隣接する打席内にその振ったクラブが入り込まない」との事実を認定して、設置・保存の瑕疵を否定し、

② 「Y1において、練習者が、自己の打席内から、他の打席の練習者が打撃練習を行っている打席内に不用意に入り込むといった事態までも予想して、危険の生ずることを防止するために監視員を置く義務があるとは認められない」

といずれの責任も否定した。

2) Y2 (隣席の練習者) の責任

Xは、Y2の責任について、

① アイアンマットで3番ウッドクラブを使う時は、より隣接打席に近い軌道となり、

② 本件事故当日100球以上の打撃練習をしており、満60歳というその年齢をも考慮すると相当な疲労状態にあり、テイクバックにつられて足が定位置から右後方に外れたり、腰がぐらついたり、上体が揺れる等の現象が生じやすくなる、

という事情下では、「Y2は、後方の打席のXがボールをセット機に入れる際の動静に注意し、振ったクラブが衝突する等の事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるのにこれを怠り、漫然とクラブを振った過失(民法709条)」を主張した。

本判決では、Y1の責任を否定し、その理由を次のとおり判示した。

① 「クラブを振ろうとするものは、後方を含め周囲の状況に十分注意を払い安全を確認したうえで、右行為をなすべき義務があることはもちろんであるが、右注意義務の程度は、如何なる場所においても常に一律に要求されていると解すべきものではなく、クラブを振る周囲の状況如何によってはその程度を異にする余地のあるものというべきである」

② 本件練習場の「各打席は明確に他の打席と区分され」、「本件練習場では練習者がその打席内の定められたスタンスマット上の位置でクラブを振る限り隣接する打席内に振ったクラブが入り込まないだけの距離をもって設置され」、「利用者においても何ら危険を感じない施設、設備状況にあり」、「通常の弁識能力を有するものであるならば、その技術レベルの程度如何にかかわらず、本件練習場の各打席の区分を認識し、かつその打席内で練習中のものに不用意に近寄ることの危険性は十分認識し得るものというべきであって、仮に、隣の打席内に入る必要がある場合は、その入る練習者において相応の注意をなすべき義務があるというべきである」

③ 「少なくとも本件練習場の打席内でスタンスマット上に立って普通にクラブを振る練習者にとって、右打席内の空間は、独占的、かつ排他的に右練習者に与えられ、不用意に第三者が入り込んでくることは予想できず、したがって、かかる練習者は、特段の事情がない限り、周囲の安全を一々確認する義務を要求されるものではないというべきである。」

3. 本判決の解説と問題点の整理

1) ゴルフでの事故判例の概要

公刊集に掲載されたゴルフに関する事故判例の中で、打球が他者にあたった事故が11件、クラブが他者にあたった事故が7件であり、全事故判例22件の大半を占めている。

スイング中のクラブが他者にあたる事故の発生場所では、本件と同じくゴルフ練習場（東京地判平成2年9月19日判例タイムズ756号233頁、東京地八王子支判平成1年2月1日判例タイムズ709号215頁、千葉地判昭和46年10月29日判例時報657号78頁）、ゴルフ場のティーグラウンド上（神戸地判平成5年9月23日判例タイムズ840号172頁）、路上（大阪地判昭和63年3月10日判例時報1275号84頁）、庭先（東京地判昭和36年7月31日判例タイムズ126号67頁）等である。

2) Y1（ゴルフ練習場）の責任

ゴルフ練習場は土地工作物である。ゴルフ練習場が本来備えているべき性質や設備（通常有すべき安全性）を欠いている場合には瑕疵があると認められ、土地工作物の占有者あるいは所有者は、土地工作物責任（民法717条）に基づき、瑕疵と相当因果関係ある損害について賠償義務を負う。

ゴルフ練習場における通常有すべき安全性とは社会通念によって定まるが、

- ① 当該打席を利用している練習者以外の者が当該打席内に容易に入ることがないよう区画されていること、
 - ② 練習者が、通常スイングを意図してクラブを振る限り、意図したスイングと多少異なったものとなったとしても、当該打席外にいる他者に危害を加えることがないような設備・構造であること、
- で足りるというべきである。

千葉地判昭和46年10月29日判例時報657号78頁は、自動打球セット機がなく練習者が自らティーアップするゴルフ練習場の事案であるが、打席間隔2.3mでティーアップ時に隣席練習者のクラブヘッドが衝突する可能性を肯定し、ゴルフ練習場の設置管理の瑕疵を肯定している。一方、本判決では、打席間隔は2.38mで「隣接する打席内に立ってセット機に正面からボールを注ぎ込んでいたとしても振ったクラブが当たるおそれはないものと認められる」と逆の判断をしている。

事実認定の問題ではあるが、

- ① クラブの要因—クラブが長いとスイング半径が大きくなると同時に軌道もよりフラットになること（近時長いクラブが多く使用されており、45インチ（114.3cm）以上のクラブもまれではない）、
- ② 打球を置く位置の要因—フェアウエーウッドの練習においては、アイアンマットを使用するため、練習者がより後部側の打席に近い位置でスイングすること、
- ③ 練習者体格の要因—身長・腕の長さによりクラブヘッドの軌道は異なること、
- ④ スイング型の要因—フラットなスイング軌道の場合には、スタンス位置はボールを置く位置からより遠くなり（後部打席側に近づく）、スイング軌道が水平に近づくことで、水

平面でのスイング軌道は大きくなること、などの諸要因を十分に検討して安全性が検討されなければならない。

本件においては、自らの打席内でセット機にボールを注ぐ場合には、隣席の練習者のクラブヘッドがあたることはないとの事実認定がなされている。それでは、なぜ本件事故は生じたのか。Xは、Y2が「相当な疲労状態」から「テイクバックにつられて足が定位置から右後方に外れたり、腰がぐらついたり、上体が揺れる等の現象」が生じる「特異な軌道のスイング」であったと主張したが、本判決は、XはY2打席の後方付近で倒れ込んでいた事実などから「Xはその理由は定かではないが、Y2打席内に入り込んでいた」のが原因であると認定した。

本来備えているべき性質や設備（通常有すべき安全性）を欠いている場合には土地工作物責任が肯定されるが、本件においては、

- ① 所定の位置で通常のスイングをする限り、隣席打席内にクラブヘッドは入らないこと、
 - ② 「通常の弁識能力を有するものであるならば、その技術レベルの程度如何にかかわらず、本件練習場の各打席の区分を認識し、かつその打席内で練習中のものに不用意に近寄ることの危険性は十分認識し得る」こと、
- から通常有すべき安全性に欠けることはないとして、土地工作物責任を否定した。

3) Y2（隣席の練習者）の責任

一般的には、事故の防止義務は、当該事故を引き起こす危険性を作り出した者にあり、クラブを振る者は、クラブを振ることにより生じる危険が現実化することを防止する義務がある。道路上など、本来クラブを振ることが予定されていない場所で、かつ当該場所には誰もが立ち入ることができる場合には、クラブを振る者は、「素振りを行う前に周囲の状況殊に接近して来る行人の有無について十分注意を払い、行人にゴルフクラブが当たる危険があると認められるときには直ちに素振りを中止して行人に道を譲り、かような危険がないことを確認したうえで初めて素振りを行うべき注意義務が存する」（大阪地判昭和63年3月10日判例時報1275号84頁）。

しかし、本件は、

- ① 各打席は他の打席、通路と明確に区分され、
- ② クラブを振る場所もスタンスマットの存在により指定されており、
- ③ 練習者がその打席内の定められたスタンスマット上の位置でクラブを振る限り隣接する打席内に振ったクラブが入り込まない構造となっており、
- ④ 通常の弁識能力を有するものであるならば、その技術レベルの程度如何にかかわらず、本件練習場の各打席の区分を認識し、かつその打席内で練習中のものに不用意に近寄ることの危険性は十分認識し得る、

などの条件下に発生しており、本練習場の打席内でスタンスマット上に立って普通にクラブを振る練習者にとって、右打席内の空間は、独占的、かつ排他的に右練習者に与えられ、不用意に第三者が入り込んでくることは予想できず、したがって、かかる練習者は、特段の事情がない限り、周囲の安全を一々確認する義務を要求されるものではないというべきである。

スポーツをプレーすることで他者に対する危険を作り出す場合において、その環境に応じて、プレーする者の注意義務が異なることを示している判例である。